特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

※欄には記載しないでください。

1　特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額	時価に相当する金額	前の贈与者の氏名
合　計						

2　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額	時価に相当する金額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与に係るもの					
上記以外					
合計					

記載方法等

1　この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第16項若しくは第17項又は第70条の６の10第17項若しくは第18項の規定（破産手続開始の決定があった場合を除きます。）により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における破産等免除申請書又は差額免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2　記載方法

⑴　「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ　「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ　特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の７の８第18項又は第40条の７の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ　「時価に相当する金額」欄は、特例（受贈）事業用資産の譲渡等があった時又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「０」と記載してください。

ヘ　「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

⑵　「２　特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ　「贈与時の価額の合計額」欄及び「時価に相当する金額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「時価に相当する金額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。